

社発第 T-71 号  
平成 28 年 5 月 13 日

貸借取引参加者  
代表者 殿

日本証券金融株式会社  
代表取締役社長 小林 英三

「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」等の一部改正について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、貸借取引関連規程の一部改正を下記のとおり実施いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」の一部改正 … 別紙 1

<改正内容>

- ・インフラファンドにかかる品貸料の最高料率を株券および R E I T 等と同様に定めます。

2. 「貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領」の一部改正…別紙 2

<改正内容>

- ・インフラファンドにかかる権利処理手数料を株券および R E I T 等と同様に定めます。  
(1 投資単位当り 50 円)

3. 実施日

平成 28 年 6 月 1 日

以 上

## 「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新				旧			
(別表)				(別表)			
投資単位（貸借値段に売買単位を乗じて得た金額）	5万円以下	5万円超		投資単位（貸借値段に売買単位を乗じて得た金額）	5万円以下	5万円超	
投資単位に対する品貸料の上限	100円	100円に投資単位5万円から計算して1万円以下を増すごとに20円を加算した額		投資単位に対する品貸料の上限	100円	100円に投資単位5万円から計算して1万円以下を増すごとに20円を加算した額	
<p>1. つぎに掲げる有価証券は、上記区分の投資単位に対する品貸料の上限を売買単位で除した料率を1株あたりの品貸料の上限（以下「最高料率」という。）とし、最高料率が1円以下の場合は1円とし、1円を超える場合は10銭の整数倍に切り上げる。</p> <p>(1)株券</p> <p>(2)優先出資証券</p> <p>(3)受益証券または投資証券のうち、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするもの（以下「不動産投資信託証券」という。）</p> <p>(4)受益証券または投資証券のうち、投資者の資金を主としてインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とするもの（以下「内国インフラファンド」という。）</p> <p>(5)外国株券</p> <p>(6)外国投資信託受益証券または外国投資証券のうち、投資者の資金を主としてインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とするもの（以下「外国インフラファンド」という。）</p> <p>(7)外国投資証券のうち、特定の国または地域の証券に対する投資として運用することを目的とするもの（以下「カンントリーファンド」という。）</p> <p>(8)預託証券</p> <p>(9)受益証券発行信託の受益証券のうち、受託有価証券が外国株券または外国インフラファンドであるもの</p>				<p>1. 株券、優先出資証券、受益証券（投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするもの（以下「不動産投資信託証券」という。）の受益証券に限る。）、投資証券（不動産投資信託証券の投資証券に限る。）、外国株券、外国投資証券（特定の国または地域の証券に対する投資として運用することを目的とするもの（以下「カンントリーファンド」という。）に限る。）、預託証券および受益証券発行信託の受益証券（受託有価証券が外国株券であるものに限る。）</p> <p>上記区分の投資単位に対する品貸料の上限を売買単位で除した料率を1株あたりの品貸料の上限（以下「最高料率」という。）とし、最高料率が1円以下の場合は1円とし、1円を超える場合は10銭の整数倍に切り上げる。</p>			
投資単位	1万円以下	1万円超5万円以下	5万円超	投資単位	1万円以下	1万円超5万円以下	5万円超
投資単位に対する品貸料の上限	60円	60円に投資単位1万円から計算して1万円以下を増すごとに10円を加算した額	100円に投資単位5万円から計算して1万円以下を増すごとに20円を加算した額	投資単位に対する品貸料の上限	60円	60円に投資単位1万円から計算して1万円以下を増すごとに10円を加算した額	100円に投資単位5万円から計算して1万円以下を増すごとに20円を加算した額
<p>2. つぎに掲げる有価証券は、上記区分の投資単位に対する品貸料の上限を売買単位で除した料率を1株あたりの最高料率とし、最高料率が60銭以下の場合は60銭とし、60銭を超える場合は10銭の整数倍に切り上げる。</p> <p>(1)受益証券（不動産投資信託証券および内国インフラファンドを除く。）</p> <p>(2)投資証券（不動産投資信託証券および内国インフラファンドを除く。）</p> <p>(3)外国投資信託受益証券（外国インフラファンドを除く。）</p> <p>(4)外国投資証券（外国インフラファンドおよびカンントリーファンドを除く。）</p> <p>(5)受益証券発行信託の受益証券（受託有価証券が外国株券または外国インフラファンドであるものを除く。）</p> <p>(6)外国受益証券発行信託の受益証券</p>				<p>2. 受益証券（不動産投資信託証券の受益証券を除く。）、投資証券（不動産投資信託証券の投資証券を除く。）、外国投資信託受益証券、外国投資証券（カンントリーファンドを除く。）、受益証券発行信託の受益証券（受託有価証券が外国株券であるものを除く。）および外国受益証券発行信託の受益証券</p> <p>上記区分の投資単位に対する品貸料の上限を売買単位で除した料率を1株あたりの最高料率とし、最高料率が60銭以下の場合は60銭とし、60銭を超える場合は10銭の整数倍に切り上げる。</p>			
3. ～5. (現行どおり)				3. ～5. (省略)			
付則 この改正規定は、平成28年6月1日から実施する。							

「貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>1. ～4. (現行どおり)</p> <p>5. 第1項の規定は優先出資証券、受益証券、投資証券および受益証券発行信託の受益証券に、第2項の規定は外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券に、第3項の規定はこれら全ての有価証券について準用し、準用される規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。</p> <p>6. <u>第3項および第5項の規定にかかわらず、つぎに掲げる有価証券の権利処理等手数料の料率は、第3項に定める料率に10分の1を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 受益証券（不動産投資信託証券および内国インフラファンドを除く。）</u></p> <p><u>(2) 投資証券（不動産投資信託証券および内国インフラファンドを除く。）</u></p> <p><u>(3) 外国投資信託受益証券（外国インフラファンドを除く。）</u></p> <p><u>(4) 外国投資証券（外国インフラファンドおよびカンントリーファンドを除く。）</u></p>	<p>1. ～4. (省 略)</p> <p>5. 第1項の規定は優先出資証券、受益証券、投資証券および受益証券発行信託の受益証券に、第2項の規定は外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券に、第3項の規定はこれら全ての有価証券について準用し、準用される規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。<u>ただし、第3項の規定を受益証券（不動産投資信託証券の受益証券を除く。）、投資証券（不動産投資信託証券の投資証券を除く。）、外国投資信託受益証券、外国投資証券（カンントリーファンドを除く。）、受益証券発行信託の受益証券（受託有価証券が外国株券であるものを除く。）および外国受益証券発行信託の受益証券について準用する場合の権利処理等手数料の料率は、同項に定める料率に10分の1を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>(5)受益証券発行信託の受益証券（受託有価証券が外国株券または外国インフラファンドであるものを除く。）</u></p> <p><u>(6)外国受益証券発行信託の受益証券</u></p> <p>付則 この改正規定は、平成 28 年 6 月 1 日から実施する。</p>	